

| 種目 | 基準額(円) | 障がい及び程度 | 性能 | 耐用年数 |
|--------------------|---------|---|--|------|
| 特殊寝台 (※) | 154,000 | ① 下肢又は体幹機能障害2級以上で18歳以上の者。 ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者。 | 腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 | 8年 |
| 特殊マット (※) | 19,600 | ① 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を有する者に限る)の身体障がい者及び同2級以上の身体障がい児、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者で、それぞれ原則として3歳以上の者。 ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者。 | 褥瘡の防止又は失禁による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。 | 5年 |
| 褥瘡予防 マット (※) | 85,000 | ① 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を有する者に限る)の身体障がい者及び同2級以上の身体障がい児、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい者(児)として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であるものでそれぞれ原則として3歳以上の者。 ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者。 | 褥瘡の予防のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの。(水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む) | 5年 |
| 特殊尿器 (※) | 67,000 | ① 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を有する者に限る)で原則として学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、自力で排尿できない者。 | 尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| 入浴担架 | 82,400 | 下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)で原則として3歳以上の者。 | 障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 | 5年 |
| 体位変換器 (※) | 15,000 | ① 下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)で原則として学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者。 | 介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| 移動用リフト (※) | 159,000 | ① 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者。 ② 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者。 | 介護者が重度身体障がい者を移動させるのに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 4年 |
| 訓練いす (児のみ) | 33,100 | 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者。 | 原則、附属のテーブルを付けるものとする。 | 5年 |
| 訓練用ベッド (児のみ) | 159,200 | ① 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者。 | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。 | 8年 |

介護・
訓練支援用具

| 種目 | | 基準額(円) | 障がい及び程度 | 性能 | 耐用年数 |
|----------|-------------------------------|---|--|--|------|
| 自立支援生活用具 | 入浴補助用具 (※) | 90,000 | ① 下肢又は体幹機能障がい者(児)であって、入浴に介助を必要とする者で原則として3歳児以上の者。 ② 難病患者等であって、入浴に介助を要する者。 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |
| | 便器 (※) | 4,450 手すりつき の場合は 9,850 | ① 下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、常時介護を要する者。 | 障がい者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |
| | T字状・棒状 のつえ (※) (施設可) | A 2,310 B 3,150 夜光材付 の場合は 410。全面 夜光材付 の場合は 1,200増し。 外装に白 又は黄色 ラッカーを 使用した場 合は260円 増し。 | 平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)。 | A 主体—木材 (十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装 B 主体—軽金属 外装—塗装なし | 3年 |
| | 移動・移乗 支援用具 (※) | 60,000 | ① 平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として3歳以上の者。 ② 難病患者等であって、下肢が不自由な者。 | 概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |
| | 頭部保護帽 (施設可) | A 15,200 B 36,750 上記金額 はオーダー メイドによ るものと し、レディ メイドの場 合はそれぞ れの金額の 80%以内 とする。 | 平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障がい者(児)及びてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児)・精神障がい者。 | ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 | 3年 |
| | 特殊便器 (※) | 151,200 | ① 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者(児)として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上肢障害2級以上の身体障がい者(児)でそれぞれ原則として学齢児以上のもの。 ② 難病患者等であって、上肢機能に障がいのあるもの。 | 足踏ペダル等で温水温風を出し得るもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 |

| 種目 | | 基準額(円) | 障がい及び程度 | 性能 | 耐用年数 |
|-----------|-----------------|--------|---|---|------|
| 自立支援生活用具 | 火災警報器 | 15,500 | ① 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者(児)として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者及び障害等級2級以上の者。ただし、申請は一世帯につき一回とする。 ② 難病患者等。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもので、日本消防協会の鑑定品(NSマーク表示のもの)とする。ただし、消防法に規定する設置場所への取り付けに限る。 | 8年 |
| | 自動消火器 | 28,700 | 上記に同じ。 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。 | 8年 |
| | 防災ベスト | 5,000 | ① 視覚障害又は聴覚障害4級以上であって、災害発生時の安全確保が困難、又は、避難生活に支障が生じる者 ② 難病患者等であって、視覚又は聴覚に障がいのある者 | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 8年 |
| | 電磁調理器 | 41,000 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者及び視覚障害2級以上の者。(障がい者が18歳以上の者で障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 視覚・知的障がい者が容易に使用し得るもの。 | 6年 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 7,000 | 視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者。 | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 10年 |
| | 聴覚障がい者屋内信号装置 | 87,400 | 聴覚障害2級以上。(障がい者が18歳以上の者で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) | 音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。 | 10年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 51,500 | じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもので原則として3歳以上の者。 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの。 | 5年 |
| | ネブライザー(吸入器) | 36,000 | ① 呼吸器機能障害3級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上の者、又は同程度の身体障がい者であって医師の意見書により必要と認められる者。 ② 難病患者等であって、呼吸器機能に障がいのある者。 | 障がい者が容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| | 電気式たん吸引器 | 56,400 | 上記に同じ。 | 上記に同じ。 | 5年 |
| | 酸素ボンベ運搬車(施設可) | 17,000 | 医療保険における在宅療法を行う者。 | 上記に同じ。 | 10年 |

| 種目 | | 基準額(円) | 障がい及び程度 | 性能 | 耐用年数 |
|-----------------------|--------------------------|---------|--|--|------|
| 在宅療養等支援用具 | 盲人用体温計(音声式) | 9,000 | 視覚障害2級以上。(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| | 盲人用体重計 | 18,000 | 上記に同じ。 | 上記に同じ。 | 5年 |
| | 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) | 157,500 | 難病患者等であって、人工呼吸器の装置が必要な者。 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| | 正弦波インバーター発電機 | 120,000 | 医師の意見書により在宅で常時人工呼吸器使用が必要と認められるもの | ガソリン又はガスポンペ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)との併給は認められない。 | 10年 |
| | ポータブル電源(蓄電池) | 60,000 | 上記に同じ。 | 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、正弦波インバーター発電機、DC/ACインバーター(カーインバーター)との併給は認められない | 5年 |
| DC/ACインバーター(カーインバーター) | 30,000 | 上記に同じ。 | 自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、定格出力が300W以上のもので、介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)との併給は認められない。 | 5年 | |
| 情報意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 98,800 | 音声機能若しくは言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声・発語に著しい障がい有する者で原則として学齢児以上の者。 | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| | 情報・通信支援用具 | 100,000 | 視覚障がい2級以上、上肢機能障がい2級以上。 | ①視覚障がい ア 視覚障がい者用ワープロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト) イ 画面拡大ソフト(強度の弱視用に文字等を拡大するソフト) ウ 画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト) エ その他上記ア、イ、ウに準ずるソフト オ 視覚障がい者用に開発製造された入力機器 ②上肢機能障がい ア インテリキー(障がいに合わせて使用することができる大型のキーボード) イ ジョイスティック(マウスが使えない者が代用として操作するための機器) ウ その他上記ア、イに準ずる周辺機器 | 3年 |

| 種目 | 基準額(円) | 障がい及び程度 | 性能 | 耐用年数 |
|-------------------|----------------------------------|---|--|------|
| 点字ディスプレイ | 383,500 | 原則として18歳以上の視覚障害2級以上、又は聴覚障害2級以上の身体障がい者であって必要と認められる者。 | 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 | 6年 |
| 点字器(施設可) | 標準型 A 10,400 B 6,600 | 視覚障がい者であって必要と認められる者。 | A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 | 7年 |
| 点字器(施設可) | 携帯用 A 7,200 B 1,650 | 視覚障がい者であって必要と認められる者。 | A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製 | 5年 |
| 点字タイプライター | 63,100 | 視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。) | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 5年 |
| 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | A 録音再生機 85,000 B 再生専用機 35,000 | 視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者。 | A 録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 B 再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 6年 |
| 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | 99,800 | 視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者。 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報または内容を音声で登録したICタグを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 6年 |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | 198,000 | 視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読む事が可能になる者で原則として学齢児以上の者。 | 画像入力装置を読みたいもの(印刷等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。 | 8年 |
| 視覚障がい者用物品識別装置 | 59,800 | 視覚障害2級以上で原則として学齢児以上のもの | 触覚だけで識別できない類似した形状の物品を音声等により識別可能にする機能を有し、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 6年 |
| 暗所視支援眼鏡 | 395,000 | ① 視覚障がい者で原則として学齢児以上のものであって、医師の意見書で有用性が認められる者。 ② 難病患者等であって、視覚に障がいがあり、医師の意見書で有用性が認められる者。 | 画像入力装置を見たいもののみかざすことで、明るく拡大された画像等を眼鏡のディスプレイに映し出せるもの。 | 8年 |
| 盲人用時計 | A 触読 10,300 B 音声 13,300 | 視覚障害2級以上。なお、音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 | 視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 10年 |

情報意思疎通支援用具

| 種目 | 基準額(円) | 障がい及び程度 | 性能 | 耐用年数 | |
|------------|-----------------------|---|---|---|----|
| 情報意思疎通支援用具 | 聴覚障がい者用通信装置 | 71,000 | 聴覚障がい者(児)又は発声・発語に著しい障がいをする者であって、コミュニケーション、緊急連絡先等の手段として必要と認められる者。 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。 | 5年 |
| | 聴覚障がい者用情報受信装置 | 88,900 | 聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。 | 6年 |
| | 人工喉頭(施設可) | 笛式5,000 (気管カニューレ付の場合は3,100増し) 電動式70,100 | 喉頭摘出者。 | 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 | 4年 |
| | 福祉電話(貸与) | 83,300 | 難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者。(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 障がい者が容易に使用し得るもの。 | — |
| | ファックス(貸与) | 7,700 | 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴用電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 障がい者が容易に使用し得るもの。 | — |
| | 視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用) | 1,030,000 | 視覚障がい者で原則として学齢児以上の者。 | 編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。 | — |
| | 点字図書 | | 主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者。 | 点字により作成された図書。 | — |
| 排泄管理支援用具 | 蓄便袋(施設可) | 8,858 | 直腸機能障がい者で高度の排便機能障がい者。 | 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。 | — |
| | 蓄尿袋(施設可) | 11,639 | 膀胱機能障がい者で高度の排尿機能障がい者。 | 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。 | — |
| | 紙おむつ(施設可) | 12,000 | 膀胱又は直腸機能障がい者でストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者、二分脊椎による排尿機能障がい若しくは排便機能障がいのある者及び脳原性運動機能障がいかつ排便、排尿の意思表示困難者であって医師の意見書により必要と認められる者。ただし3歳以上である者 | 紙おむつ、尿とりパット。 | — |

| 種目 | | 基準額(円) | 障がい及び程度 | 性能 | 耐用年数 |
|----------|-------------------|---------------------------|---|---|------|
| 排泄管理支援用具 | 収尿器 (施設可) | 男性用 A 7,700 B 5,700 | 膀胱機能障がい者で高度の排尿機能障がい者。 | 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型 | 1年 |
| | 収尿器 (施設可) | 女性用 A 8,500 B 5,900 | 同上 | A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。 | 1年 |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 (※) | 200,000 | ① 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)で学齢児以上の者。 ② 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者。 | 障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 | — |

1 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障がい者用室内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含むものとする。

3 (施設可)と標示がある種目は、施設入所者についても申請ができるものとする。

(※)と標示がある種目は、介護保険制度対象者の場合においては介護保険制度を優先するものとする。